

○中央市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則

平成18年2月20日

規則第16号

(趣旨等)

第1条 この規則は、行政手続法(平成5年法律第88号。以下「法」という。)第3章第2節及び第3節の規定による聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続に関し必要な事項を定めるものとする。

2 聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続に関し、この規則に規定する事項について、他の法令に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、法の規定の例による。

(主宰者の指名)

第3条 行政庁は、当該行政庁の職員のうちから聴聞を主宰するについて必要な知識及び経験を有すると認められる者を主宰者として指名するものとする。

2 前項の規定による指名は、法第15条第1項の規定による通知をする時までに行うものとする。

3 主宰者が法第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、行政庁は、速やかに新たな主宰者を指名しなければならない。

(聴聞の通知等)

第4条 法第15条第1項の規定による聴聞の通知については、行政庁は、聴聞の期日の7日前までに聴聞通知書(様式第1号)によりこれを行うものとする。

2 当事者は、やむを得ない理由があるときは、前項の通知(法第15条第3項の規定による通知を含む。)による聴聞の期日の変更を聴聞期日変更申出書(様式第3号)により行政庁に申し出ることができる。

3 行政庁は、前項の規定による申出又は職権により聴聞の期日及び場所を変更することができる。

4 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日又は場所を変更したときは、速やかに、聴聞期日変更通知書(様式第4号)によりその旨を当事者及び参加人(その変更がなされた時までに法第17条第1項の規定による請求を受諾し、又は許可を受けた者に限る。第1

1条第2項において同じ。)に通知しなければならない。

- 5 前3項の規定は、主宰者が聴聞の期日及び場所を法第22条第2項本文(法第25条後段において準用する場合を含む。)の規定により通知し、又は法第22条第2項ただし書の規定により告知した場合について準用する。この場合において、前3項中「行政庁」とあるのは、「主宰者」と読み替えるものとする。

(聴聞の公示)

第5条 行政庁は、聴聞を行おうとするときは、聴聞の期日の7日前までに、次に掲げる事項を公示するものとする。

(1) 聴聞の件名

(2) 当事者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地。以下同じ。)

(3) 聴聞の期日及び場所

- 2 前項の規定による公示は、行政庁の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。

- 3 前2項の規定は、前条第3項の規定により聴聞の期日を変更した場合について準用する。

(関係人の参加の許可)

第6条 法第17条第1項の規定による許可を受けようとする者は、当該聴聞の期日の4日前までに、当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明をした聴聞参加許可申請書(様式第5号)を主宰者に提出しなければならない。

- 2 主宰者は、前項の規定による申請に対し許可又は不許可の処分をしたときは、速やかに、聴聞参加許可・不許可通知書(様式第6号)によりその旨を当該許可の申請を行った者に通知するものとする。

(補佐人の出頭の許可)

第7条 法第20条第3項の規定による許可を受けようとする者は、当該聴聞の期日までに、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書(様式第7号)を主宰者に提出しなければならない。ただし、法第22条第2項(法第25条後段において準用する場合を含む。)の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

2 主宰者は、前項の規定による申請に対し許可又は不許可の処分をしたときは、速やかに、補佐人出頭許可・不許可通知書(様式第8号)によりその旨を当該許可の申請を行った者に通知するものとする。

3 補佐人の陳述は、その補佐人の出頭に係る許可を得た当事者又は参加人が直ちに当該陳述を取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら行ったものとみなす。

(参考人)

第8条 主宰者は、聴聞に係る事案に関する事項について専門的知識を有する者その他適当と認める者を、参考人として聴聞の期日に出頭することを求め、意見又は事情を聴くことができる。

(文書等の閲覧の手続)

第9条 法第18条第1項の規定による資料の閲覧の求めについては、当事者又は当該不利益処分がされた場合に自己の利益が害されることとなる参加人(以下この条において「当事者等」という。)は、その氏名及び住所並びに閲覧をしようとする文書等の標目を記載した資料閲覧請求書(様式第9号)を行政庁に提出しなければならない。ただし、同条第2項の規定による閲覧については、口頭により請求することができる。

2 行政庁は、法第18条第1項の規定による閲覧(同条第2項に規定する閲覧を除く。)の許可の決定をしたときは、その場において閲覧させる場合を除き、速やかに、資料閲覧許可・部分許可・不許可通知書(様式第10号)により閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、行政庁は、当事者等の意見陳述等の準備を妨げることがないように配慮しなければならない。

3 行政庁は、法第18条第2項に規定する閲覧の請求があった場合において、当該請求のあった聴聞の期日の審理において閲覧させることができないとき(同条第1項後段の規定により閲覧を拒む場合を除く。)は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知するものとする。この場合において、主宰者は、法第22条第1項の規定により当該閲覧の日後の日を新たな聴聞の期日として定めなければならない。

(聴聞の場合の証拠書類等の目録)

第10条 主宰者は、法第20条第2項及び第21条第1項に規定する証拠書類等について、提出物目録(様式第11号)を作成するものとする。

2 主宰者は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを提出者に交付しなければ

ならない。

- 3 主宰者は、必要がなくなつたと認めるときは、証拠書類等を速やかに提出者に返還するものとする。

(聴聞の公開)

第11条 行政庁は、当事者が聴聞の期日の審理の公開を求めている場合又は当該事案についての社会的関心が高い場合で、当該行政庁が相当と認めたときは、これを公開することができる。

- 2 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日の審理を公開しようとするときは、その旨を当事者及び参加人に通知するとともに、その旨及び第5条第1項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

- 3 前項の規定による公示は、行政庁の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。

- 4 前2項の規定は、公開による聴聞の期日を変更した場合について準用する。

(陳述の制限及び秩序の維持)

第12条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述を行うとき、その他適正な審理の進行を図るためやむを得ないと認めるときは、その者の陳述を制限することができる。

- 2 主宰者は、聴聞の期日における審理の秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又は審理の秩序を乱す者に退場を命ずることその他適当な措置を採ることができる。

(聴聞調書及び報告書)

第13条 法第24条第1項に規定する聴聞調書(様式第13号)には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

(1) 聴聞の件名

(2) 聴聞の期日及び場所

(3) 主宰者の職名及び氏名

(4) 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び補佐人

(以下この条において「当事者及び参加人等」という。)の氏名及び住所並びに職員の職名及び氏名

(5) 聴聞の期日に出頭しなかった当事者及び参加人等の氏名及び住所並びに当事者に

あつては、出頭しなかったことについての正当な理由の有無

(6) 当事者及び参加人等の陳述(陳述書による意見の陳述を含む。)並びに行政庁の職員の説明の要旨

(7) 証拠書類等の標目

(8) その他参考となる事項

2 書面、図面、写真その他主宰者が適当と認めるものは、前項の調書の一部として添付することができる。

3 法第24条第3項に規定する報告書(様式第14号)には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

(1) 意見及びその理由

(2) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人等の主張

(聴聞調書及び報告書の閲覧の手續)

第14条 当事者又は参加人は、法第24条第4項の規定により閲覧を求めようとするときは、その氏名及び住所並びに閲覧を求めようとする聴聞調書又は報告書の件名を記載した聴聞調書・報告書閲覧請求書(様式第15号)を、聴聞の終結前にあつては主宰者に、聴聞の終結後にあつては行政庁に提出しなければならない。

2 行政庁又は主宰者は、前項の閲覧を許可したときは、その場において閲覧させる場合を除き、速やかに、聴聞調書・報告書閲覧許可書(様式第16号)により当該閲覧の日時及び場所を当該請求を行った当事者又は参加人に通知しなければならない。

(弁明の機会の付与の通知等)

第15条 法第30条の規定による弁明の機会の付与の通知については、行政庁は、同条の弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その期日)の7日前までに弁明通知書(様式第17号)によりこれを行うものとする。

2 弁明者(前項の通知を受けた者(法第31条において準用する法第15条第3項の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)は、やむを得ない理由があるときは、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時。以下この条において同じ。)の変更を行政庁に申し出ることができる。

3 行政庁は、前項の規定による申出又は職権により弁明書の提出期限を変更することができる。

4 行政庁は、前項の規定により弁明書の提出期限を変更したときは、その旨を弁明者に通知しなければならない。

(弁明の場合の証拠書類等の目録)

第16条 第10条の規定は、法第29条第2項の規定による証拠書類等の提出について準用する。この場合において、第10条中「主宰者」とあるのは「行政庁」と、同条第1項中「法第20条第2項及び第21条第1項」とあるのは「法第29条第2項」と読み替えるものとする。

(口頭による弁明の聴取)

第17条 行政庁は、法第29条第1項の規定により口頭による弁明を認めたときは、当該行政庁の職員のうちから弁明を聴取する者(以下この条において「弁明聴取者」という。)を指名しなければならない。

2 弁明聴取者は、弁明の日時の冒頭において、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を弁明の日時に出席した弁明者に説明しなければならない。

3 弁明聴取者は、口頭による弁明を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した調書を作成し、これを弁明者に確認した上、弁明者に記名押印を求めなければならない。この場合において、弁明者が記名押印を拒否したときは、弁明聴取者は、その旨を記載しておかなければならない。

(1) 弁明の件名

(2) 弁明の日時及び場所

(3) 弁明聴取者の職名及び氏名

(4) 弁明者の氏名及び住所

(5) 弁明者の弁明の要旨

4 第13条第2項の規定は、前項の調書について準用する。この場合において、同項中「主宰者」とあるのは、「弁明聴取者」と読み替えるものとする。

(弁明書が提出されない場合等の措置)

第18条 行政庁は、弁明者が弁明書の提出期限までに弁明書を提出しない場合又は弁明の日時に出席しない場合は、改めて弁明の機会の付与を行うことを要しない。

(準用規定)

第19条 この規則(第1条第1項を除く。)の規定は、中央市行政手続条例(平成18年中央市条例第10号)第3章第2節及び第3節の規定による聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続について準用する。この場合において、第2条中「法」とあるのは、「中央市行政手続条例(以下「条例」という。)」と、第3条第2項及び第3項、第4条(第3項を除く。)、第6条第1項、第7条第1項、第9条、第10条第1項、第13条第1項及び第3項並びに第14条第1項中「法」とあるのは「条例」と、第15条第1項中「法第30条」とあるのは「条例第28条」と、同条第2項中「法第31条」とあるのは「条例第29条」と、「法第15条第3項」とあるのは「条例第15条第3項」と、第16条中「法第29条第2項」とあるのは「条例第27条第2項」と、「法第20条第2項及び法第21条第1項」とあるのは「条例第20条第2項及び条例第21条第1項」と、第17条第1項中「法第29条第1項」とあるのは「条例第27条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の玉穂町聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成9年玉穂町規則第3号)の規定によりなされた聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続は、この規則の相当規定によりなされた聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続とみなす。

様式第1号(第4条関係)

<p style="margin: 0;">聴 聞 通 知 書</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">年 月 日</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">様</p>	
<p style="margin: 0;">の規定に基づき、次のとおり聴聞を行いますので、本書 を持参の上、出席願います。</p>	
聴聞の件名	
聴聞の期日	年 月 日 時 分から
聴聞の場所	
予定される不利益処分の内容	
根拠法令及び条項	
不利益処分の原因となる事実	
聴聞の公開の別	
連絡・照会先	(名 称) (所 在 地) (電話番号)

注)1 代理人を出席させようとするときは、「代理人選任届出書」により、代理権を証する書面を聴聞の期日までに提出してください。

2 聴聞の当日は、意見を述べ、証拠書類及び証拠物を提出し、又は出席に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

3 聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとするときは、「補佐人出頭許可申請書」により聴聞の期日までに主宰者の許可を受けてください。

4 聴聞が終結するまでの間は、処分の原因となる事実を証する資料の閲覧及びその複写を行政庁に求めることができます。

5 やむを得ない理由により聴聞の期日を変更したいときは、 月 日までに申し出てください。

様式第2号(法第16条、第17条及び第31条並びに中央市行政手続条例第16条、第17条及び第29条関係)

代理人 選 任 届出書
資 格 喪 失

年 月 日

様

年 月 日付け 第 号により通知のあった 聴 聞 について
弁明の機会の付与

は、次の者が代理人の資格を 有することを証明します。
失ったので届け出ます。

聴 聞 明 の 件 名	
住 所	
氏 名	
当事者又は参加人 と の 関 係	

注)1 代理人の資格を証明する場合には、当事者(不利益処分の名あて人となるべき者)又は参加人(聴聞手続に参加する者)が代理人に対して当事者又は参加人のために聴聞(又は弁明の機会の付与)に関する一切の行為をすることを委任する旨明示した書面を併せて提出すること。

2 不要の文字は、横二本線で消すこと。

様式第3号(第4条、第15条関係)

聴聞期日 弁明日時	変更申出書	年 月 日
様		
	申請者 住所 氏名	
年 月 日付けで通知を受けた	聴聞期日 弁明日時	については、次のとおり変更を申 し出ます。
1 聴聞 弁明	の件名	
2 通知を受けた	聴聞 弁明	の期日 年 月 日 時 分から
3 変更を希望する	聴聞 弁明	の期日 年 月 日 時 分から
4 変更を希望する理由		

注) 不要の文字は、横二本線で消すこと。

様式第4号(第4条、第15条関係)

聴聞期日
弁明日時 変更通知書

年 月 日

様

年 月 日付け 第 号により通知しました 聴聞期日
弁明日時 を次のとおり

変更したので通知します。

聴聞 弁明 の件名		
	変 更 前	変 更 後
聴聞 弁明 の期日	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分から
聴聞 弁明 の場所		

注) 不要の文字は、横二本線で消すこと。

様式第5号(第6条関係)

聴聞参加許可申請書

年 月 日

様

申請者 住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号により通知(公示)のあった聴聞について、聴聞に関する手続に参加させたい(したい)ので、申請します。

聴聞の件名	
住 所	
氏 名	
聴聞に係る不利益処分について 利害関係を有することの疎明	

様式第6号(第6条関係)

聴 聞 参 加 許 可 通 知 書
不 許 可

年 月 日

様

年 月 日付で申請のあった聴聞に関する手続への参加については、次の
許 可 し ま す。
と お り 不 許 可 と い た し ま す。

聴 聞 の 件 名	
参 加 人 住 所	
参 加 人 氏 名	
不 許 可 の 理 由	(*聴聞手続参加許可の場合斜線にて削除)

注) 不要の文字は、横二本線で消すこと。

様式第7号(第7条関係)

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

様

申請者 住 所
氏 名

年 月 日に において行われる聴聞につい
ては、次の補佐人とともに出頭したいので、申請します。

聴 聞 の 件 名	
住 所	
氏 名	
当 事 者 又 は 参 加 人 と の 関 係	
補 佐 す る 事 項	

様式第8号(第7条関係)

補佐人出頭 許 可 通知書
不許可

年 月 日

様

年 月 日付けで申請のあった聴聞に関する手続への補佐人出頭について
は、次のとおり 許 可 し ま す。
不許可といたします。

聴 聞 の 件 名	
住 所	
氏 名	
補佐する事項	
不許可の理由	(*補佐人出頭許可の場合斜線にて削除)

注) 不要の文字は、横二本線で消すこと。

様式第9号(第9条関係)

資料閲覧請求書

年 月 日

様

請求者 住所

氏名

年 月 日付け 第 号により通知のあった聴聞に関し、行政手続法第18条第1項(第2項)又は中央市行政手続条例第18条第1項(第2項)の規定により次の標目に係る資料の閲覧を請求します。

聴聞の件名	
閲覧しようとする文書等の名称	
文書等の複写の希望の有無	
複写しようとする文書等の枚数	

様式第10号(第9条関係)

許 可
資料閲覧 部分許可 通知書
不 許 可

年 月 日

様

年 月 日付けで請求のあった資料の閲覧については、次のとおり

許 可
一 部 を
不 許 可

し ます。
許 可 します。
と いた します。

聴 聞 の 件 名	
閲 覧 を 許 可 す る 文 書 等 の 名 称	
閲 覧 を 許 可 す る 日 時 及 び 場 所	
閲 覧 を 許 可 し な い 文 書 等 の 名 称	
閲 覧 を 不 許 可 と す る 理 由	(* 閲 覧 許 可 の 場 合 斜 線 に て 削 除)

注) 不要の文字は、横二本線で消すこと。

様式第11号(第10条関係)

提出物目録(受領書)

年 月 日

行政手続法第20条第2項、第21条第1項、第29条第2項の規定により提出者が
中央市行政手続条例第20条第2項、第21条第1項、第27条第2項
提出した次の目録の証拠書類等を受領しました。

聴 聞 弁 明	の件名			
提 出 者	住 所			
	氏 名			
提出を受けた 年 月 日				
目 録				
番号	標 目	数量	所有者の住所及び氏名	備 考
取 扱 者	職名	氏名		

上記目録の証拠書類等の返還を受け、受領しました。

年 月 日

住 所
氏 名

- 注)1 提出した証拠書類等の返還を受けようとするときは、この書類を持参すること。
2 不要の文字は、横二本線で消すこと。

様式第12号(法第22条及び中央市行政手続条例第22条関係)

聴 聞 再 開 通 知 書

年 月 日

様

年 月 日に

において行った聴聞を次のと

おり 続 行 する必要があると認め、新たな期日を定めたので通知します。
再 開

聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	

注) 不要の文字は、横二本線で消すこと。

聴 聞 調 書

- 1 聴聞の件名
- 2 聴聞の期日及び場所
- 3 主宰者の職名及び氏名
- 4 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人等の氏名等
 - (1) 当事者の氏名及び住所
同代理人の氏名及び住所
 - (2) 参加人の氏名及び住所
同代理人の氏名及び住所
 - (3) 補佐人の氏名及び住所
 - (4) 参考人の氏名及び住所
 - (5) 行政庁職員の職・氏名
- 5 聴聞の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに正当な理由の有無
- 6 行政庁の職員の説明の要旨
- 7 当事者、参加人、代理人、補佐人、参考人の陳述の要旨
- 8 証拠書類等の標目
- 9 その他参考となる資料

年 月 日 主宰者

注) 所定の箇所に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第14号(第13条関係)

報 告 書

- 1 聴聞の件名
- 2 聴聞の期日及び場所
- 3 主宰者の職名及び氏名
- 4 主宰者の意見
- 5 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張
- 6 理 由

年 月 日 主宰者

注) 所定の箇所に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第15号(第14条関係)

聴聞調書・報告書閲覧請求書

年 月 日

様

請求者 住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号により通知のあった聴聞に関し、行政手続法第24条第4項又は中央市行政手続条例第24条第4項の規定により次の標目に係る資料の閲覧を求めます。

1 閲覧しようとする聴聞調書・報告書の件名

2 閲覧しようとする聴聞調書・報告書の別

3 複写の希望の有無

様式第16号(第14条関係)

聴聞調書・報告書閲覧許可書

年 月 日

様

年 月 日付けで請求のあった次の聴聞調書(報告書)の閲覧については、次のとおり許可します。

1 閲覧を許可する聴聞調書・報告書の件名

2 閲覧しようとする聴聞調書・報告書の別

3 閲覧を許可する日時及び場所

様式第17号(第15条関係)

弁 明 通 知 書

年 月 日

様

の規定に基づき、次のとおり文書(口頭)により弁明の機会を付与しますので、弁明書を提出(出頭)されるよう通知します。

弁 明 の 件 名	
(弁明の期日)	(*口頭により弁明の機会を付与する場合のみ記載)
(弁明の場所)	(*口頭により弁明の機会を付与する場合のみ記載)
予定される不利益処分の内容	
根拠法令及び条項	
弁明書の提出先及び提出期限	(*口頭による弁明の機会付与の場合記載不要)
不利益処分の原因となる事実	
連絡・照会先	(名 称) (所 在 地) (電話番号)

注)1 代理人を出頭させようとするときは、「代理人選任届出書」により、代理権を証する書面を弁明の期日までに提出してください。

2 やむを得ない理由により弁明の期日を変更したいときは、月 日までに申し出てください。

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(法第16条、第17条及び第31条並びに中央市行政手続条例第16条、第17条及び第29条関係)

様式第3号(第4条、第15条関係)

様式第4号(第4条、第15条関係)

様式第5号(第6条関係)

様式第6号(第6条関係)

様式第7号(第7条関係)

様式第8号(第7条関係)

様式第9号(第9条関係)

様式第10号(第9条関係)

様式第11号(第10条関係)

様式第12号(法第22条及び中央市行政手続条例第22条関係)

様式第13号(第13条関係)

様式第14号(第13条関係)

様式第15号(第14条関係)

様式第16号(第14条関係)

様式第17号(第15条関係)